吸収合併に係る事後開示書面

令和３年４月２日

三相電機株式会社

令和３年４月２日

三相電機株式会社
代表取締役　黒田 直樹

吸収合併に係る事後開示書面

当社と株式会社岩谷電機製作所は、令和３年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社岩谷電機製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第１項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、以下のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日
令和３年４月１日

２．吸収合併消滅会社における法定の手続の経過に関する事項

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の２）に係る手続
当社は、吸収合併消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求の規定による手続
当社は、吸収合併消滅会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求の規定による手続
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議の規定による手続
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に基づき、2021 年２月 22 日付の官報にて、本吸収合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定の手続の経過に関する事項

（１）吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の２）に係る手続

本吸収合併は、会社法第 796 条第２項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求の規定による手続

本吸収合併は、会社法第 796 条第２項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

（３）債権者の異議の規定による手続

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2021 年２月 22 日付の官報にて、本吸収合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙をご参照下さい。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

令和３年４月２日

７．前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

令和２年12月２日

三相電機株式会社

令和２年 12 月２日

三相電機株式会社
代表取締役 黒田 直樹

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、令和２年12月２日開催の取締役会において、令和３年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社岩谷電機製作所を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決議し、株式会社岩谷電機製作所との間で本吸収合併に係る吸収合併契約を締結いたしました。

本吸収合併に関して会社法第794 条第１項及び会社法施行規則第191 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容

別紙１をご参照下さい。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、株式その他の金銭等の交付は行いません。

３．新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２をご参照下さい。

(2) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社における最終事業年度末日後の重要な財産の処分等の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併以後も当社の資産の額は、負債の額を十分上回る見込みであり、また、本吸収合併以後も当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。従って、当社の債務については、本吸収合併以後も履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

三相電機株式会社（以下「甲」という。）と株式会社岩谷電機製作所（以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１ 条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行う。

第２条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）
　　商号：三相電機株式会社
　　住所：兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）
　　商号：株式会社岩谷電機製作所
　　住所：愛知県西尾市東幡豆町鳶山１番地２

第３条（無対価合併）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際し、乙の株主ならびに社員に対し、その株式や持分に代わる金銭等の交付を行わない。

第４条（資本金および準備金の額）

甲の資本金および準備金の額は、本合併により変動しない。

第５条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、令和３年４月１日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲および乙は、協議のうえ、これを変更することができる。

第６条（手続）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第７条（条件変更等）

本契約の締結日から本効力発生日までの間において、本合併の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は、協議のうえ、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第８条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書１ 通を作成し、甲、乙のそれぞれ記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

令和２年 12 月２日

甲： 兵庫県姫路市青山北一丁目１番１号
　　三相電機株式会社
　　代表取締役 黒田 直樹

乙： 愛知県西尾市東幡豆町鳶山１番地２
　　株式会社岩谷電機製作所
　　代表取締役 黒田 直樹

計算書類

自　2019年４月１日　至　2020年３月31日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社岩谷電機製作所

貸　借　対　照　表

2020年3月31日

株式会社岩谷電機製作所

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
科目	**235,231,464**	**流動負債**	**96,048,206**
現金及び預金	36,408,031	支払手形	23,836,587
売掛金	61,833,756	買掛金	26,401,163
製品	59,230,554	未払金	19,780,135
原材料	24,684,495	未払法人税等	202,500
仕掛品	44,203,730	未払消費税	6,198,500
未収入金	6,871,003	未払費用	9,562,840
前払費用	1,615,370	預り金	1,066,481
その他	384,525	その他流動負債	9,000,000
固定資産合計	**534,005,316**	**固定負債**	**458,897,467**
有形固定資産	**254,988,647**	長期借入金	380,000,000
建物	39,353,664	繰延税金負債	69,174,448
構築物	987,500	退職給付引当金	9,723,019
機械装置	25,311,439	負債の部合計	554,945,673
工具器具備品	20,336,044		
土地	169,000,000	純資産の部	
投資その他の資産	**279,016,669**	科目	金額
投資有価証券	278,566,669	**株主資本**	**77,589,222**
出資金	50,000	**資本金**	**26,750,000**
その他投資	400,000	**資本剰余金**	**8,000,000**
		資本準備金	8,000,000
		利益剰余金	**68,714,222**
		利益準備金	8,687,500
		その他利益剰余金	60,026,722
		自己株式	**△ 25,875,000**
		評価・換算差額等	**136,701,885**
		その他有価証券評価差	**104,864,134**
		土地再評価差額金	**31,837,751**
		純資産の部合計	214,291,107
資産の部合計	769,236,780	負債・純資産の部	769,236,780

損　益　計　算　書

自2019年４月１日　至2020年３月31日

株式会社岩谷電機製作所

（単位：円）

科目	金額	
売上高		733,942,986
売上高		756,371,468
売上総利益		△ 22,428,482
販売費及び一般管理費		30,955,134
営業利益		△ 53,383,616
営業外収益		
受取利息	194	
受取配当金	4,377,834	
投資有価証券売却益	18,065	
不動産賃貸収入	2,016,000	
その他	3,689,407	10,101,500
営業外費用		
支払利息	768,422	
不動産賃貸費用	594,100	
支払手数料	335,622	1,698,144
経常利益		△ 44,980,260
税金等調整前当期純利益		△ 44,980,260
法人税等	202,500	202,500
当期純利益		△ 45,182,760

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自2019年４月１日　至2020年３月31日

株式会社岩谷電機製作所

（単位：円）

項　目	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地評価差額	評価・換算差額等合計	
当期首残高	26,750,000	8,000,000	113,896,982	△ 25,875,000	122,771,982	131,582,381	31,837,751	163,420,132	286,192,114
当期変動額	26,750,000								
当期純利益			△ 45,182,760		△ 45,182,760			0	△ 45,182,760
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					0	△ 26,718,247		△ 26,718,247	△ 26,718,247
当期変動額合計	0	0	△ 45,182,760	0	△ 45,182,760	△ 26,718,247	0	△ 26,718,247	△ 71,901,007
当期末残高	26,750,000	8,000,000	68,714,222	△ 25,875,000	77,589,222	104,864,134	31,837,751	136,701,885	214,291,107

個別注記表

１.重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準および評価方法

①その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

②たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

（３）引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

（４）その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２.貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　64,635千円

（２）親会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	67,976千円
短期金銭債務	15,412千円
長期金銭債務	380,000千円

３.損益計算書に関する注記

親会社との取引高

売上高	730,817千円
仕入高	50,185千円
営業取引以外の取引高	768千円

４.株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,225株	－株	－株	12,225株

５.１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　5,191円79銭

（２）１株当たり当期純損失　1,094円68銭